

# 平成17年田村市議会6月定例会会議録

(第5号)

会 議 月 日           平成17年6月17日 (金曜日)

## 出席議員(69名)

議 長   三 瓶 利 野

|     |             |     |               |
|-----|-------------|-----|---------------|
| 1番  | 七 海 博 議 員   | 2番  | 木 村 高 雄 議 員   |
| 3番  | 箭 内 幸 一 議 員 | 4番  | 佐 藤 貴 夫 議 員   |
| 5番  | 渡 邊 勝 議 員   | 6番  | 吉 田 一 郎 議 員   |
| 7番  | 佐 藤 喬 議 員   | 8番  | 佐 藤 義 博 議 員   |
| 9番  | 佐 藤 忠 議 員   | 10番 | 先 崎 温 容 議 員   |
| 11番 | 永 山 弘 議 員   | 12番 | 吉 田 紳 太 郎 議 員 |
| 13番 | 遠 藤 文 雄 議 員 | 14番 | 石 井 市 郎 議 員   |
| 15番 | 新 田 耕 司 議 員 | 16番 | 本 田 芳 一 議 員   |
| 17番 | 秋 元 正 登 議 員 | 18番 | 根 本 浩 議 員     |
| 19番 | 橋 本 紀 一 議 員 | 21番 | 新 田 秋 次 議 員   |
| 22番 | 石 井 俊 一 議 員 | 23番 | 橋 本 善 正 議 員   |
| 24番 | 松 本 道 男 議 員 | 25番 | 吉 田 文 夫 議 員   |
| 26番 | 渡 辺 勇 三 議 員 | 27番 | 小 林 清 八 議 員   |
| 28番 | 村 上 好 治 議 員 | 29番 | 猪 瀬 明 議 員     |
| 30番 | 宗 像 清 二 議 員 | 31番 | 渡 辺 ミヨ子 議 員   |
| 32番 | 松 本 敏 郎 議 員 | 33番 | 小 林 寅 賢 議 員   |
| 34番 | 松 本 熊 吉 議 員 | 35番 | 宗 像 宗 吉 議 員   |
| 36番 | 本 田 仁 一 議 員 | 37番 | 浦 山 行 男 議 員   |
| 38番 | 白 岩 行 議 員   | 39番 | 横 井 孝 嗣 議 員   |
| 40番 | 白 岩 吉 治 議 員 | 41番 | 石 井 喜 壽 議 員   |
| 42番 | 本 田 正 一 議 員 | 43番 | 吉 田 忠 議 員     |
| 44番 | 白 石 治 平 議 員 | 45番 | 渡 邊 鐵 藏 議 員   |

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 46番 | 早川 栄二 議員  | 47番 | 吉田 正直 議員  |
| 48番 | 箭内 仁一 議員  | 49番 | 村越 崇行 議員  |
| 50番 | 長谷川 元行 議員 | 51番 | 橋本文 雄 議員  |
| 52番 | 石井 忠治 議員  | 53番 | 安藤 勝 議員   |
| 54番 | 半谷 理孝 議員  | 55番 | 吉田 豊 議員   |
| 56番 | 佐久間 金洋 議員 | 57番 | 照山 成信 議員  |
| 58番 | 佐藤 孝義 議員  | 59番 | 松本 哲雄 議員  |
| 60番 | 大和田 一夫 議員 | 61番 | 渡邊 文太郎 議員 |
| 62番 | 安藤 嘉一 議員  | 63番 | 佐藤 弥太郎 議員 |
| 64番 | 面川 俊和 議員  | 65番 | 松崎 功 議員   |
| 66番 | 宗像 公一 議員  | 67番 | 柳 沼 博 議員  |
| 68番 | 橋本 吉ム村 議員 | 69番 | 菅野 善一 議員  |

#### 欠席議員（なし）

#### 説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |                   |       |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| 市長              | 富塚 有暲 | 総務部長              | 相良 昭一 |
| 企画調整部長          | 郡司 健一 | 生活福祉部長<br>兼福祉事務所長 | 秋元 正信 |
| 産業建設部長          | 塚原 正  | 滝根行政局長            | 青木 邦友 |
| 大越行政局長          | 吉田 良一 | 都路行政局長            | 新田 正  |
| 常葉行政局長          | 白石 幸男 | 船引行政局長            | 佐藤 輝男 |
| 総務部総務課長         | 佐藤 健吉 | 総務部財政課長           | 助川 弘道 |
| 総務部税務課長         | 吉田 拓夫 | 企画調整部<br>企画調整課長   | 橋本 隆憲 |
| 企画調整部<br>観光交流課長 | 白石 忠臣 | 生活福祉部<br>生活環境課長   | 渡辺 貞一 |
| 生活福祉部<br>保健課長   | 加藤 与市 | 生活福祉部<br>福祉課長     | 本多 正  |
| 産業建設部<br>産業課長   | 加藤 久雄 | 産業建設部<br>参事兼建設課長  | 宗像 正嗣 |

|                    |        |                       |         |
|--------------------|--------|-----------------------|---------|
| 産業建設部<br>下水道課長     | 渡辺 行雄  | 収入役職務代理者<br>(出納室長)    | 宗 像 トク子 |
| 教育委員長              | 白岩 正信  | 教 育 長                 | 大橋 重信   |
| 教育次長               | 宗 像 泰司 | 教育委員会事務局<br>教育総務課長    | 吉 田 博   |
| 教育委員会事務局<br>学校教育課長 | 佐久間 光春 | 教育委員会事務局参事<br>兼生涯学習課長 | 堀 越 則夫  |
| 選挙管理委員長            | 鈴木 季一  | 選挙管理委員会<br>事務局 長      | 佐藤 健吉   |
| 監査委員事務局長           | 白石 喜一  | 農業委員会会長               | 宗 像 紀人  |
| 農業委員会<br>事務局 長     | 塚原 正   | 農業委員会<br>事務局総務課長      | 根本 徳位   |
| 水道事業所長             | 助川 俊光  |                       |         |

#### 事務局出席職員職氏名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 白石 喜一 | 主任 主査 | 石井 孝行 |
| 主任 主査 | 斎藤 忠一 | 主 事   | 渡辺 誠  |
| 主 事   | 大越 貴子 |       |       |

#### 議 事 日 程

- 日程第1 議案第30号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する  
条例の制定について
- 議案第31号 田村市総合計画審議会条例の制定について
- 議案第32号 田村市都市計画審議会条例の制定について
- 議案第33号 田村市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 田村市農村集会施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について
- 議案第37号 平成17年度田村市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第38号 平成17年度田村市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成17年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成17年度田村市都路町観光事業特別会計予算について

議案第 4 1 号 平成 1 7 年度田村市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 4 2 号 平成 1 7 年度田村市宅地造成特別会計予算について

議案第 4 3 号 平成 1 7 年度田村市公共下水道事業特別会計予算について

議案第 4 4 号 平成 1 7 年度田村市授産場事業特別会計予算について

議案第 4 5 号 平成 1 7 年度田村市総合福祉センター特別会計予算について

議案第 4 6 号 平成 1 7 年度田村市船引東部地区土地区画整理事業特別会計予算について

議案第 4 7 号 平成 1 7 年度田村市診療所事業特別会計予算について

議案第 4 8 号 平成 1 7 年度田村市歯科診療所事業特別会計予算について

議案第 4 9 号 平成 1 7 年度田村市老人保健特別会計予算について

議案第 5 0 号 平成 1 7 年度田村市介護保険特別会計予算について

議案第 5 1 号 平成 1 7 年度田村地方介護認定審査会特別会計予算について

議案第 5 2 号 平成 1 7 年度田村市水道事業会計予算について

議案第 5 3 号 田村市過疎地域自立促進計画（後期）の策定について

議案第 5 4 号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第 5 5 号 教育事務の委託について

議案第 5 6 号 字の区域の変更について

認定第 1 号 平成 1 6 年度船引町水道事業会計決算認定について

認定第 2 号 平成 1 6 年度大越町水道事業会計決算認定について

認定第 3 号 平成 1 6 年度大越町下水道事業会計決算認定について

日程第 2 議案の常任委員会付託

日程第 3 陳情の常任委員会付託

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時00分 開議

議長（三瓶利野） おはようございます。

所用により、代表監査委員武田義夫君は欠席する旨の申し出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は69名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申し上げます。

発言の取り消しについてであります。

きのうの15番新田耕司君の一般質問において、「・・・」という発言がありましたが、これについて本人より不穏当な発言に当たるかもしれないので、その部分の取り消したい旨申し出がありました。

ついては、発言の取り消しについては、会議規則第64条の規定により議会の許可が必要となります。

お諮りいたします。

新田耕司君の申し出のとおり、「・・・」の部分について取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三瓶利野） 異議なしと認めます。新田耕司君の発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

会議録上の取り扱いについては、この「・・・」の部分削除いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程（第5号）のとおりであります。

議案に対する質疑を行います。

---

日程第1 議案第30号 政治倫理の確立のための田村市長の資産等の公開に関する条例の制定についてから

認定第3号 平成16年度大越町下水道事業会計決算認定について  
まで

議長（三瓶利野） 日程第1、議案第30号から議案第56号まで並びに認定第1号から認定第3号までの30議案を一括議題といたします。

通告の順序により、43番吉田 忠君の発言を許します。吉田 忠君。

43番（吉田 忠） ただいま議長のお許しを得ましたので、質疑をさせていただきます。

43番吉田 忠です。

さきに通告しておきました議案第36号の歳出、55ページ、節の19負担金補助金についてありますが、この説明文ですね、何についての負担金補助金なのかという詳細の部分が出ていませんので、出していただきたいというふうな部分なんです。というのは、負担金補助金3億3,185万9,000円、これは余りにも膨大な金額であります。その中で詳細が載っていないということはどういうことなのか。後にもお話出てくるんですが、ほかのものについてはある程度の詳細出ています。

この前、予算の説明もありますが、これも詳細についてはないんですね。私の質問しようとしている3億3,100万円についての部分なんです、職員人件費、給与、職員手当、共済費、退職組合負担金等々というようなことで9億7,600万円ほどとってあるわけなんです、これだけでは、仮に給料に幾らとか職員手当が幾ら、共済費幾ら、退職組合負担金等が幾らとかというふうな部分が抜けていると思うんです。16年の暫定予算の中にでも、退職手当組合負担金というような部分でありますと載っているわけですね、1,700万円というふうな形の部分がこの16年度の暫定の予算の中に。この予算書を見ますと、その退職金とか共済の部分について、どういうふうな形で載っているのか、その辺を説明の中で詳細にお願いしたいなというふうに思います。

参考までに、退職金ということであれば、引当金というふうなことであれば、これは組合と先ほど申しましたけれども、組合というふうになっていると思うんでね。組合ということであれば、当然旧町村から引きずってきて新市に引き継がれているのかなというふうな部分も含めましてお伺いしたいなと。

それから、これの基礎となっている算定基準ですね、どのような形でこのような金額が発生するのか、それもお願いしたい。

それから、これは毎年の部分の拠出額というか、積み立て、負担金なのか補助金なのか、その辺ちょっとわかりかねますので、市民にわかるような形で御説明願いたいというふうに思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 43番吉田 忠議員の御質問にお答えをいたします。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についての歳出第2項総務費第1項総務管理費、目の1一般管理費、節の19負担金補助及び交付金3億3,185万9,000円の内容につ

いて申し上げます。

田村市の市長ほか特別職2名分の1,011万円と教育長を含む職員585名の給料に1,000分の202を乗じて得た額3億1,475万2,000円の退職手当負担金のほか、非常勤特別職公務災害補償負担金及び社会保険協会負担金等146万1,000円、職員弔慰金団体生命共済掛け金284万6,000円、職員厚生事業人間ドック事業等補助金194万2,000円、福島自治研修センター給食費負担金29万2,000円、区長等連絡会補助金7万2,000円のほか、各行政局の負担金38万4,000円であります。なお、退職手当負担金の説明につきましては、主に人件費の中に組み込まれているというふうな実情でございます。

今御質問の内容を十分検討いたしまして、どのような予算書の記載にすべきか検討してまいりたいというふうに考えております。

答弁の中で誤りがございましたので、総務費を第2項というふうに申し上げましたが、第2款の間違いでございます。おわびして訂正を申し上げます。

**議長（三瓶利野）** 吉田 忠君。

**43番（吉田 忠）** 今、総務部長の方からるる説明あったんですが、積算の基礎となっているのが職員1人当たり1,000分の202ということで積算していると。この額について非常に大きいんですね、3億1,000万円。3億3,000万円のうち、この退職手当組合負担金ということだと思うんですが、先ほど私申し上げたんですが、できれば旧町村の部分も引きずって来て、組合であれば、当然その部分は残っているのかなというふうに思うんです。これは、新たに発生して組合をつくってやったものではないと思うんですね。その辺の兼ね合いも含めまして、旧町村どうだったのか。どうだったのかということは、マイナスだったのかプラスで新市に引き継いだのかという部分なんです、その辺も踏まえて再度お願いしたいんですが。

**議長（三瓶利野）** 相良総務部長。

**総務部長（相良昭一）** 43番吉田 忠議員の再質問についてお答えをいたします。

退職手当組合負担金につきましては、先ほど申し上げましたように、給料の1,000分の202を乗じて算出されておまして、これについては毎年、給料額の1,000分の202を、福島県市町村総合事務組合に負担金として毎年納めるというふうなことで、そのような形で負担金として納めておりますので、これが、定年退職時にその計算がなされて退職金が支払われるというようなシステムでありますので、現時点でプラスかマイナスかということではなくて、給料に支払われた額の1,000分の2を掛け金として総合事務組合に納めて、

それでその結果に基づいて退職金が支払われるというふうな内容でございます。

議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

43番（吉田 忠） 今、総務部長の言っているのはわかるんですが、要するに、当然組合であれば、県であれどこであれ、その大きな組織があると思うんですね。その中で、私がお話ししているのは、旧町村で当然この3億 1,000万円の部分じゃなくて、それ以前の問題でマイナスだったのかプラスだったのかというような部分ですね。マイナスだったならばちょっと問題があるし、プラスだったならばそれなりにいいと思うんですが。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 43番吉田議員の再々質問についてお答えをいたします。

5町村それぞれに積み上げてきた数字の現状がトータルなのかというふうな部分でございますが、平成17年度について過不足が生じれば、特別負担金という形で調整されるというふうなことでございまして、それについては、平成17年度の現時点においては、5町村含めるとプラスというふうな状況でございます。

議長（三瓶利野） 吉田 忠君。

43番（吉田 忠） もう再々質問になっちゃったので、この件については何というんですか、聞き出せないというふうな部分があったんですが、それはどういうことかという、今、プラスだということと言っているんですけども、その辺を踏まえて、全体的に大きな金額の場合には、やはり詳細な部分をこの説明の欄にも欲しいなというようなことです。その辺を要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

歳出、ページ数58ページ、節の17財産管理費なんですが、この普通財産の維持管理費ということで 1,100万 9,000円ですか。これは土地購入費ということで土地開発基金買い戻しというような部分なんですが、これはどういうふうな意味合いなのかお尋ねしたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 次に、歳出第2款総務費第1項総務管理費、目の6財産管理費の普通財産管理費、節の17公有財産購入費になりますが、1,100万 9,000円の内容について申し上げます。

この予算計上につきましては、平成12年度に船引町が船引東部地区土地区画整理事業の保留地を、当時、行政区長等から要望がございました集会所、郵便局あるいは河川改修に伴う家屋移転用地として、土地開発基金で先行取得した土地の一部につきまして一般会計



で買い戻し、普通財産にするため公有財産購入費といたしまして 1,100万 9,000円を計上したものでございます。

土地開発基金からの土地の処分につきましては、土地開発基金条例に基づき、公共用または公共の利益のために限定されますことから、一般会計にて買い戻し、普通財産として民間に売却を予定いたしているものでございます。

**議長（三瓶利野）** 吉田 忠君。

**43番（吉田 忠）** それは了解しました。

次に、59ページの企画費の生活バス等維持管理対策費ということなのですが、これは田村市の中に生活バス路線等があると思います。その中で、いろいろと福島交通さんを頼んでやっているかというふうに思うんですが、生活バスについての説明の中で予算説明書の16ページですか、生活バス等維持対策費、この中に4項目ほど非常に似通った形の負担金・補助金等が出ているわけなんですね。総額で 5,875万 5,000円ですか、その中の生活バス運行負担金、それから市町村生活バス運行負担金、それから生活路線バス運行事業補助金、それから生活バス路線維持対策費補助金、この4項目についてどういう支出なのか、その辺の内容ですね。

それから、先ほど前段で申し上げましたとおり、7路線ありまして、現在、結局赤字路線だと思いますのでこういう補助を出しているのかなというふうに思います。これは、旧常葉町でも出していた経緯がありますので、その中で当然福島交通さんを借り上げるというか補助を出していると思うんですね。今後の対策として、市営バスとかなんか運行できないのかなというような意味、要するに年間 5,800万円も出しているのであれば、その通勤とか通学対策の中で、市営のバス等、運行できないのかどうかというふうな部分も含めましてお伺いしたいなというふうに思います。

**議長（三瓶利野）** 郡司企画調整部長。

**企画調整部長（郡司健一）** 次に、第2款総務費第1項総務管理費、目の7企画費のうち、生活路線バス等維持対策費について申し上げます。

初めに、生活バスの運行状況について申し上げます。

本市内を運行するバス路線数につきましては、JRで船引を始点に東和、飯野を經由し、福島市の間を運行する自治体バスが1路線、福島交通株式会社が運行する古道線、常葉経由柳渡戸線などのいわゆる路線バスが10路線、廃止された路線のうち、市が代替バスとし運行する市町村生活バスが滝根小野線、三春門沢線など4路線、三春町が本市の要田

地区を含め運行している町営バスが要田循環、御木沢循環の2路線、合わせて17路線となっております。

今後の見通しにつきましては、これまでの実績はもとより、現在進めております各路線の利用状況調査を継続するなど利用実態を十分踏まえつつ、移動手段をみずから持たない市民の皆様にも配慮した方向性について、運行地域の皆様や関係機関との協議を重ねながら検討してまいります。

生活バス等維持対策費が5,875万5,000円の内容につきましては、採算性を図るための運賃あるいは運行欠損補てんに要する路線バス10路線に対しての補助金として4,384万7,000円、市町村生活バス4路線の運行業務委託に要する負担金として1,167万円、自治体バス運行負担として260万9,000円、三春町営バス運行負担金として58万6,000円であり、負担金と補助金を合わせ5,871万2,000円のほか、会議や利用実態調査等に要する職員の旅費と消耗品費4万3,000円の計上をいたしました。

**議長（三瓶利野）** 吉田 忠君。

**43番（吉田 忠）** 今、企画調整部長の方からる説明あったわけですが、そうすると、この先ほど申し上げました全部で17路線になるわけなんです、その内容については、自治体とかいろんなJRとか福島交通とか、またがってくるがためにこういうふうな細かい、一本化できないものがあるという意味に理解してよろしいですね。それはいいです。後で伺います。

この金額についてなんですが、これは当然旧町村そのままのあったのかなど。例えば単一旧町村、常葉町でいいますと横道線は船引にまたがっていますよね。当然これは赤字路線で、そういう分にも補てんしている、一つの路線をとってみれば。その中で、新たに何というんですか、一つの路線に対して旧町村そのまま出したものなのか、それとも新たに枠組みを変えて今回のやつに出したのか、その辺も踏まえてお願いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの、市営バスというふうな意味で、今後の考えはどうかかなという部分も含めましてお願いしたいというふうに思います。

**議長（三瓶利野）** 郡司企画調整部長。

**企画調整部長（郡司健一）** お答えをいたします。

路線の種類につきましては、先ほど申し上げましたように、福島交通等の路線バス、これが10路線というふうなことで補助金等を交付しております。それから、市町村生活バス

というふうなことで申し上げましたが、これは福島交通の方で廃止をしまして、市が代替にかわって運行している路線というと4路線ということでございます。それから、自治体バスということでJRが1路線ありまして、そのほかに三春町さんの方で要田地区を循環しているあそこに2路線ということでありまして、全部で17路線ということで、予算の説明書の中でいろいろと補助金とか負担金とか分かれているような状況でございます。

それから、金額につきましては、旧町村それぞれの実績がございましたので、17年度につきましては、昨年度の実績に応じての見積もった金額でございます。

それから、市営バス等というふうなことで今後の対応の件がございましたが、これにつきましては先ほども若干申し上げましたが、今後の見通しにつきましては、十分運行地域の皆様とお話し合い、協議等を重ねてまいりたいと思っておりますが、これらにかかわる実態の調査等も行っているところでございまして、利用状況等を把握しているところでございます。こういうふうなものは、1回の調査とか、そういうふうなものではわかりませんので、継続して実態調査を重ねていって、その利用状況を踏まえて今後の対応を図りたいというふうには考えます。そのほかに、他の予算の中でデマンド交通のバスの実証実験も今年度はやるというふうな状況になっておるようございまして、総合的に考えてまいりたいと思っております。

**議長（三瓶利野）** 吉田 忠君。

**43番（吉田 忠）** 生活バス路線につきましては、お年寄りもしくは通勤・通学等、非常に大事な部分でありますので、今後、よくやっていただきたいというふうに思いまして私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（三瓶利野）** これにて43番吉田 忠君の質疑を終結します。

次の質疑者、40番白岩吉治君の発言を許します。白岩吉治君。

**40番（白岩吉治）** 議長のお許しをいただきましたので、議案に対する質疑をさせていただきます。

時間の関係上、議案第36号の4項目を一括質問をさせていただきますので、明快な回答をお願い申し上げます。

59ページですが、未婚者対策費として124万5,000円を計上しておるようでございます。これは、昨年まで各町村持ち寄りの田村ふれあい交流事業のことかと、こんなふうにご考えておるわけですが、この辺の内容を、昨年より充実を図ったのか、あるいはその後の追跡調査でカップルの実績等があればお聞かせをいただきたい、こんなふうに思

います。

次に、ページ 116ページ、夢大使事業費でございますが、この説明資料によりますと、この予算の中で8名がその報酬に該当しておるようでございますが、この辺も含めてどういふような選任方法で8名の人数が挙げられたのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、ページ 130ページ、学力向上支援事業費として 1,222万 7,000円の中でございますが、学校教育指導員という名目の説明があるわけでございますが、学校教育の指導する指導員というのはどういふ立場の方なのか、その謝金の内訳をお聞かせいただきたい。

それから、学校の元気を支援する事業、元気のない学校もこの中にあるのかなといふような考への中で、学校を支援する事業はどういふものなのか、その1校に対しての補助金、元気にするもとの補助金はどういふ内訳の算出方法をいたしておったのかお聞かせをいただきます。

それから、ページ 141、社会教育委員の91万 9,000円の積算の方法、それから、当然公民館運営委員というのは大越行政局に教育委員会があるわけでございますが、その中で運営審議委員会の会議が開催されるかと思ひわけでございますが、そういった社会教育委員あるいは公民館運営委員が今年度、開催回数を何回として田村の社会教育の充実を図る考へか、この辺についてもどういふような考へで積算を図ったのかお聞かせをいただきたい。

それから、体育指導委員、ページ 148でありますが、それぞれの体育指導員、行政区によつてあろうかと思ひわけでございますが、これ等についてもどういふような積算方法をし、どのぐらいの人数になつておるのか。例規集においてある程度の把握はしておるわけでございますが、加えてお聞かせをいただきたいと。

それから、上記のいわゆる社会教育委員、公民館運営審議委員、それから体育指導委員の選任方法と、それぞれ分館があるわけでございますが、その方々がそういった分館の指導的役割までも果たすのかどうか、これも含めてひとつお聞かせをいただきます。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

**企画調整部長（郡司健一）** 40番白岩吉治議員の御質問にお答えします。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についての歳出、第2款総務費第1項総務管理費の目の7企画費のうち、未婚者対策費について申し上げます。

初めに、田村ふれあい交流事業の内容につきましては、未婚男女に出会いの場を提供する目的で、平成11年度から田村地方7町村の共同事業として、幹事町村及び開催場所を持ち回り方式により実施してまいつたものであります。その内容につきましては、町村の観

光地や施設の見学、ゲームを主としたアトラクション、食事を伴う懇親会などであり、参加者の心を和ませる雰囲気づくりに努めております。今年度も実行委員会を組織し、小野町での9月実施に向けて準備を進めているところであります。

次に、これまでの実績について申し上げます。

参加者数につきましては、6年間で男性 290名、女性 241名、延べ 531名に上ります。その中から83組のカップルが誕生し、うち11組が結婚に至っております。

なお、負担金も記載されてございましたので申し上げますが、負担金の内訳につきましては、1町村当たり30万円、合計で田村市は 150万円となるところであります。船引行政局は、農林補助の中山間地域振興事業基金から対応することになるため、農林商工課所管の中山間地域振興事業費に計上しておりますことから、本事務事業に計上した負担金は120万円となっております。

次に、第7款商工費第1項商工費、目の3観光費のうち夢大使設置の選任方法について申し上げます。

これは、田村市のあぶくまの人・郷・夢を育むまちづくりの実現に当たり、あぶくま洞など、田村市の観光PR活動を県外から応援していただくことを目的として、本市との関係が深く、各界で活躍されている県外在住者の皆様から選任しようとするものであります。

なぜ8名なのかとのおただしでございますが、この制度は、旧滝根町が取り組んでいた星の村夢大使制度において、21世紀にちなんで21人まで選任できるというものでしたが、選任をいたした方が8名であったことから、当面の予定人数としたものであります。選任に当たりましては、人数等を十分に検討し、設置要綱を定めて実施することといたしております。

**議長（三瓶利野）** 宗像教育次長。

**教育次長（宗像泰司）** 次に、第10款教育費第2項小学校費、目の2事務局費のうち、学力向上支援事業費について申し上げます。

学校教育指導委員につきましては、田村市立学校の教科指導等の充実改善を図り、児童生徒の学力向上に資するために、田村市学校教育指導員設置規則に基づいて、田村市立小中学校の教員の中から教育委員会が2年任期で委嘱しているものであります。学校教育指導員は、教科指導等のリーダーとして教科の指導法の提案や、自分の学校だけでなく、他の市立学校の授業研究会等で教科指導等の指導助言等を行うことを主な任務としており、

今年度は20名をお願いしております。

謝金の内訳であります、委員1名につき3万6,000円でありまして、合わせて72万円を計上いたしております。

次に、学校の元気を支援する事業について申し上げます。

今、学校は、従来のように横並び的な教育活動をしていけばよいというものではなく、それぞれの学校が生きる力をはぐくむために、特色ある教育活動を推進していくことが求められております。学校の元気を支援する事業につきましては、そのような特色ある教育活動を推進する上で必要な経費を、小中学校に対し補助するものであります。補助金の交付に当たりましては、補助金の交付を希望する学校から計画書の提出を求め、計画の内容を精査し、選考いたしております。今年度は11校に交付を予定しており、1校20万円の220万円を計上しております。

次に、第10款教育費第5項社会教育費、目の1社会教育総務費のうち、社会教育委員会に係る積算について申し上げます。

平成16年4月2日開催の第11回合併協議会において確認された15名以内を定数とし、あて職の小中学校長、PTA及び婦人会代表3名を除いた12名を各町村に均等に1名、さらに人口割とした滝根町、大越町、常葉町2名、都路村1名、船引町5名を確認し、推薦いただきました。報酬として、日額6,500円に、15名と会議・研修予定回数5回を乗じました48万8,000円のほかに、旅費、資料代及び負担金を加えた合計91万9,000円を計上いたしております。なお、社会教育に関し、教育委員会に助言・諮問する機関の役割とともに、公民館を通し、社会教育関係団体、社会教育指導者等に助言・指導をいただくこととしております。

次に、第10款教育費第5項社会教育費、目の2公民館費のうち、公民館運営審議会委員会に係る積算等について申し上げます。

合併協議会において確認された10名以内を定数とし、あて職の小中学校長、PTA、婦人会、区長会及び体育協会の代表5名を除いた5名につきまして、各公民館より推薦いただきました。報酬として日額6,500円に、10名と会議・研修予定回数の5回を乗じました32万5,000円を計上し、ほかに会議等に係る旅費、資料代及び負担金を加えた合計43万5,000円を計上しております。なお、公民館活動の各種計画策定や実践活動などへ指導・助言をいただくこととしております。

次に、第10款教育費第6項保健体育費、目の1保健体育総務費のうち、体育指導委員会に係る積算等について申し上げます。

合併協議会において確認されました60名以内を定数とし、滝根町、都路村、常葉町10名、大越町、船引町15名と決定し、各公民館より推薦をいただきました。報酬として、日額6,500円に、58名と会議予定回数3回を乗じました数に県研修に3分の1の参加を予定し、125万7,000円を報酬として計上し、ほかに旅費、資料代及び負担金を加えた合計208万8,000円を計上いたしました。なお、教育委員会及び各公民館の行うスポーツ行事及び事業等に指導・助言等をいただいております。

**議長（三瓶利野）** 白岩吉治君。

**40番（白岩吉治）** 今、るる説明をいただいたわけですが、未婚者対策費の中で、11年からこういう事業が始まりまして、83のカップルが生まれ、11組が結婚までゴールしたという、うれしい話であります。特に、少子化が叫ばれ、晩婚が叫ばれておる中で、こういった事業がやはり田村市の将来を担っていただく方々、少子化対策あるいは子育て、そういったことまでも結びつくわけですが、内容の充実を図りながら、できれば1回の触れ合いでなくて、2回も3回もの触れ合いをできるような対策の方法、出会い、触れ合い、そして結婚、インスピレーションがあり、愛が芽生え、そして結婚まで結びつくのはなかなか今容易でない時代であるわけですが、こういった橋渡しを、ひとつ行政側としても根気強く努力をいただくことをお願い申し上げます。

それから、夢大使の8名ですが、これは滝根から引き継いだ人数かなと、こんなふうにならなくて今説明があったわけですが、3月1日に田村市が合併をし、全国的にはまだまだ知られていない市であろうかと、こんなふうに思っておりますし、各町村にはふるさと会というものがあるかと思えます。そのふるさと会で、こういった夢大使になってくれということで委嘱をいただければ、金銭を問わずして、誇りを持ってそういった大使になっていただけるのではないかなと、こんなふうに私は思っておりますが、その夢大使の件をもう一回御答弁をいただきたいと思えます。

**議長（三瓶利野）** 郡司企画調整部長。

**企画調整部長（郡司健一）** 再質問の方にお答えいたします。

ふるさと夢大使のこの事業につきましては、旧滝根町で実施をしてきたと先ほど申し上げました。合併のすり合わせでは、大変田村市となっても、この制度については継承した方がいいというふうなことになるまで、旧滝根町地域だけでなく、田村市として夢

大使事業は継続してまいりたいというふうを考えての予算措置でございます。当然、滝根町を除きまして、各旧4町村にはふるさと会がございます。そういう方々も視野に入れて、これから夢大使になっていただける方を選任していきたいというふうに思っております。それぞれ首都圏で、5町村から考えますといろいろな著名な方、各界で活躍されている方が、今のところまだわからないんですが、おられるんじゃないかというふうに考えておりますので、全体的にそういうふるさと会なども含めて考えてまいりたいというふうに思います。とりあえずの8名ということでございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（三瓶利野）** 白岩吉治君。

**40番（白岩吉治）** 適切な御答弁をいただきましてありがとうございます。

計上された予算が、市民に満足のいく使い道をしていただくことを希望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（三瓶利野）** これにて40番白岩吉治君の質疑を終結します。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は11時といたします。

午前10時49分 休議

---

午前11時00分 再開

**議長（三瓶利野）** 再開いたします。

休議前に引き続き議案に対する質疑を行います。

次の質疑者、2番木村高雄君の発言を許します。木村高雄君。

**2番（木村高雄）** 4項目にわたり議案に対する質疑を行いたいと思います。

まず、議案36号衛生費の94ページになるかと思うんですけれども、総合健診の市民負担は、合併後どのようになるのか答弁を求めます。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

**生活福祉部長（秋元正信）** 2番木村高雄議員の質問にお答えいたします。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算について、歳出、第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費のうち、健康診査費、総合健診の市民負担は合併後どうなるのかについて申し上げます。



総合健診は、大きく基本健康診査、各種がん検診の二つに分かれておりまして、一部のがん検診を除き集団健診を基本に実施いたしております。合併のすり合わせにより、対象者、基本的検査内容、健診会場につきましては、合併以前と同様の方法で行うことを新市に引き継ぎ、合併のメリットを生かし、市内全域どこでも受診できるよう受診機会を拡大いたしましたところであります。しかしながら、受益者に受ける応分の負担をいただく考えから、検査料の約1割相当の自己負担を徴収することが合併協議会で確認されたところでございます。その負担額の主なものは、基本健康診査 700円、胃がん検診 300円、大腸がん検診 100円、肺がん検診 100円、子宮がん検診 300円、乳がん検診 700円などであります。その見込み額を予算計上いたしております。

なお、基本健康診査につきましては、生活保護法による被保護世帯に属する者及び市民税非課税世帯に属する者については、自己負担の免除の規定等を設けております。

**議長（三瓶利野）** 2番木村高雄君。

**2番（木村高雄）** 昨日の市長の質問に対する答弁の中にも、総合健診が有料になったということについては、船引町の市民から特に負担がどうなるんだろうというふうな思いの声も聞こえたわけなんですけれども、残念ながら自己負担がふえてしまったということになるという答弁ですので、これについては後ほど対処したいと思っております。

次の質問に移ります。

土木費の123ページ、街路事業費であります。船引駅周辺整備事業の説明を求めます。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

**産業建設部長（塚原 正）** 第8款土木費第4項都市計画費、目の3街路事業費の船引駅周辺整備事業費の説明について申し上げます。

船引駅周辺整備事業につきましては、旧船引町が、平成14年度に船引町中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の魅力ある商業環境づくりや、みんなの集まるにぎわいのあるまちづくりを進めてきたところでございます。また、平成15年度には、船引駅周辺整備構想を作成し、交通の安全性確保や駐車場、多目的広場、公園の整備などを計画いたしております。これらの整備方針の中で、中心市街地のシンボルとなる船引駅複合施設を建設するとともに、地元住民と商工会では、中心市街地を活性化させることを目的にTMO株式会社まちづくり船引を設立いたし、自然との共生、交流人口の増加、商業の活性化、健康長寿のまちづくりを目指し、市街地活性化を進めてまいりました。

このような状況から、船引駅複合施設を拠点とした周辺整備を進めるために、国土交通

省のまちづくり交付金の補助を受けるべく昨年度から要望をいたしておりましたところ、本年度採択をいただいたところでございます。本年度の事業費の主な内訳につきましては、駅前広場、駐車場及び公園、道路等の整備に係る測量設計を行い、その全体計画図の成果に基づき用地買収、建物補償並びに一部整備工事に着手するため2億 1,001万 1,000円を計上いたしております。

議長（三瓶利野） 2番木村高雄君。

2番（木村高雄） 今年度は2億 1,000万円ということなんですけれども、これは継続事業として行うということで担当の方から事前に聞いてはいたんですけれども、何年計画で総事業費は幾らになりますか。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 船引駅周辺地区の整備事業につきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画でございます。総事業費8億 7,000万円を予定しております。

議長（三瓶利野） 2番木村高雄君。

2番（木村高雄） 中心街が活性化するというのは非常にいいことではあると思うんですけれども、ただ、何分にも合併当初、これは一つの特徴的な事業とも言えることだと思うんですよね、こういった事業というのは。つくったはいいが、費用、維持管理費がかかって、大変住民の中からも必要ではなかったのではないかというふうな、そういう事例もありますので、こういった事業に対しての住民への説明会、また懇談会などは開いているのかいないのか答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 御答弁を申し上げます。

船引町においては、TMO構想によりまして、株式会社まちづくり船引という法人を設立しております。このTMOというのは、まちづくり会社の意味で、まちづくりに関するさまざまな活動を横断的に運営管理する組織でございます。町と商工会、地元住民三者がそれぞれ出資金を出して設立した会社でございます。そういう中で、今、木村議員がおっしゃいましたように、地元住民とのいろんな意見交換の中でこういう計画が策定されたということでございますので、地元の方々は十分に理解を示しているというふうに考えてございます。

議長（三瓶利野） 2番木村高雄君。

2番(木村高雄) 住民の大方の理解を得られているということの答弁だったんですけども、何せ予算総額が大きい事業費ですので、この成り行きはしっかり見守っていきたいと思います。

次の質問に移ります。

136ページの教育費の学校建設費、小学校建設事業の内容・計画について説明を求めます。

議長(三瓶利野) 宗像教育次長。

教育次長(宗像泰司) 次に、第10款教育費第2項小学校費、目の3学校建設費の小学校建設事業費の内容・計画について申し上げます。

まず、牧野小学校建設事業費といたしましては、建設を進めるに当たっての諸課題についての諸調査費であります。古道小学校建設事業費といたしましては、校舎、園舎の配置、確認申請のためののり面調査、校庭拡張等についての基本構想作成のための委託料としての50万円であります。また、芦沢小学校建設事業費につきましては、鉄筋コンクリートづくり一部2階建ての屋内運動場の建築工事費、建築工事監理業務委託料、旧校舎解体工事費、備品購入費及びその他事務費として1億7,309万6,000円あります。関本小学校校庭拡張事業費といたしまして、校庭拡張に係る造成工事のための実施設計業務委託料460万円あります。

今後の計画であります。古道小学校については、先ほど申し上げました基本構想の結果を踏まえまして、建設に向けて市当局と十分協議をしまいる考えであります。また、芦沢小学校は、平成18年度に屋体の解体と外溝工事を計画しており、関本小学校は、平成18年度校庭拡張の造成工事を予定しております。

議長(三瓶利野) 2番木村高雄君。

2番(木村高雄) 最初に聞けばよかったですけれども、各小学校の児童数をお願いします。

あと、こういった小学校の建設ということに対しては、統廃合のいい悪いは別として、適正な児童数というのが問われるわけでありまして、そういった中で、地元との合意がなされたのかということが大きく問題になるわけですよ。だから、そこら辺、地元との合意、説明会なりなんりの合意が形成されたかということも答弁を求めます。

さらに、関本小学校の校庭の拡張工事なんですけれども、これの規模について、どのくらいの規模の校庭なのか答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 再質問にお答えいたします。

まず、児童数でございますが、牧野小学校49名でございます。古道小学校84名、関本小学校91名、芦沢小学校92名でございます。

あと、地元との合意ということでございますが、まず古道小学校を申し上げます。古道小学校については、それぞれPTAとの話し合い等をしており、合意を得られておるものと思います。また、関本小学校につきましても、それぞれ話し合いをしておりまして、合意は得られているものと思います。

また、関本小学校の校庭の拡張をする面積でございますが、現在、80メートル掛ける80メートルということで、6,400平米を計画しております。

以上です。

議長（三瓶利野） 2番木村高雄君。

2番（木村高雄） それでは、今の中ですと、牧野小学校についての合意は、PTAの方たちとは話し合われていないということですね、今の説明ですと。

それと、もう一つ、グラウンドには適正規模というのがありますよね。それで、関本小学校の場合、正面にグラウンドが一つありますね。それから、正面から向かって左側の上手にグラウンドがありますね。そこも活用しているということなんですけれども、これだけの二つのグラウンドがありながら、6,400というと6反歩、かなり広いグラウンドですよ。これは、その適正規模という考え方からすれば必要なものなんですか。答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 最初に、牧野小学校のことについて申し上げます。

牧野小学校のことについては、これから専門家の調査結果を踏まえまして、それぞれ適正な配置、適正な規模というふうなことで検討をしていきたいと思っております。

また、関本小学校のグラウンドにつきましては、地区民のグラウンドも兼ねたグラウンドということで、今回規模の拡大をするものでございますが、6,400が大きいか少ないか別にしても、現在の上の段の校庭ですか、あそこを利用して、そこに引き続きつくるというふうなものでございます。

以上です。

議長（三瓶利野） 2番木村高雄君。

2番（木村高雄） 地域のグラウンドということもあるんですけども、800メートルぐらい離れたところに小桧山大運動場というのがありますよね。記念碑が立って。それでも必要なんですか。これは健康づくりのためには必要だといえば必要なんですけれども。あと、グラウンドに対する適正な……（「適正規模ですね。それについて答弁がなかったですね」の声あり）はい、それに答弁がなかったものですからお願いします。議長（三瓶利野） それでは、再々質問は終わっておりますけれども、先ほどの再々質問

の中で、グラウンドの適正規模についてはどうなのかという質問がありましたので、当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） それでは、お答え申し上げます。

学校建設面積の5倍が主な適正面積となっております。学校については、3,334平米の面積がございます。その5倍ということになりますと、約1万6,000程度あろうかと思えます。

以上です。

議長（三瓶利野） 木村高雄君。

2番（木村高雄） 1万6,000。今あるグラウンドがどのぐらいの面積があるかということも聞きたかったんですけども、再々質問以上は聞けないということで、これは何らかの形で明らかにしていきたいと思えます。

次に、135ページ、138ページにわたるわけなんですけれども、教育費の教育振興費、国からの就学援助金の前年度との比較は幾らになるか。また、田村市の要・準要保護児童援助費の予算の前年度との比較は幾らになるのか、さらに、要・準要保護児童数は何名になるのか答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 次に、第10款教育費第2項小学校費、目の2教育振興費及び第3項中学校費、目の2教育振興費のうち、要・準要保護児童援助費について申し上げます。

初めに、国からの就学援助費の前年度との比較につきましては、これまでは要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金として国庫補助されておりましたが、平成17年度より要保護者に限定し、準要保護者に対する援助については国庫補助を廃止し、税源移譲され、地方交付税で措置されることとなりました。本予算編成時の歳入は、準要保護者に対する国庫補助があるものとして計上しておりますので、今後、補正をすることといたしております。

以上のことから、就学援助費のうち、準要保護児童生徒援助費国庫補助金を差し引いた要保護児童生徒援助費補助金を、前年度と比較いたしますと、平成16年度は支給対象者が小学生1名、中学生4名の5名で11万1,000円、平成17年度は、支給対象者が小学生2名、中学生2名の4名で7万8,000円となり、3万3,000円の減となります。なお、参考までに申し上げますと、合併5町村の平成16年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金の合計は、402万9,000円であります。

次に、田村市の要保護・準要保護援助費予算の前年度との比較は幾らかについて申し上げます。平成16年度当初予算額1,309万4,000円、平成17年度当初予算額1,362万9,000円となり、53万5,000円の増となっております。

次に、要保護・準要保護児童数につきましては、現在の認定者数であります。要保護児童生徒数は、小学生12名、中学生7名の計19名。準要保護児童生徒数は、小学生118名、中学生61名の計179名となっております。

以上です。

**議長（三瓶利野）** 木村高雄君。

**2番（木村高雄）** 次の質問に移ります。

議案第34号国保の特別会計のことなんですけれども、これは、9日付での代表者会議の資料に添付されていたわけなんですけれども、これは国保税、各行政区ごとに税率の調定額が決まったということなんですけれども、これについて説明を求めます。

それから、所得割の算定方式なんですけれども、これは、旧ただし書きと本文方式というのがあるわけなんですけれども、どちらを採用しているか答弁を求めます。

**議長（三瓶利野）** 秋元生活福祉部長。

**生活福祉部長（秋元正信）** 議案第34号 田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の各行政局の国民健康保険税は引き上げか引き下げかについてですが、平成17年度の国民健康保険税の医療分において、1人当たりの調定額、いわゆる課税額でございますが、これを前年度比較してみますと、滝根町におきましては6万1,525円から6万3,283円に、1,758円、2.86%の引き上げでございます。大越町におきましては5万5,636円から5万8,473円に、2,837円、5.10%の引き上げでございます。また、都路町5万7,573円から6万1,144円に、3,571円、6.20%の引き上げでございます。常葉町におきましては6万9,646円から6万5,864円に、3,782円、5.43%の引き下げでござ

ざいます。船引町におきましては6万5,336円から6万4,441円に、895円、1.37%の引き下げでございます。医療分につきましては、田村市全体として6万3,650円から6万3,468円に、182円、0.29%の引き下げとなっております。

介護分につきましては、滝根町2万500円から2万1,567円に、1,067円、5.20%の引き上げでございます。大越町におきましては2万3,592円から2万1,567円に、2,025円、8.58%の引き下げでございます。都路町におきましては2万1,848円から2万1,567円に、281円、1.29%の引き下げでございます。常葉町におきましては、1万7,614円から2万1,567円に、3,953円、22.44%の引き上げ、船引町におきましては1万9,707円から2万1,567円に、1,860円、9.44%の引き上げ、介護分につきましては、田村市全体といたしましては2万135円から2万1,567円に、1,432円、7.11%の引き上げとなるところでございます。

次に、第2点目の国民健康保険税所得割額の算定方法につきましては、合併前の全町村がすべて旧ただし書き方式をとっておりましたので、同様に旧ただし書き方式をとって算定しております。

以上でございます。

**議長（三瓶利野）** 木村高雄君。

**2番（木村高雄）** 各町村によって引き下げられたところと引き上げられたところがあるわけなんですけれども、各町村が持っていた基金というのがあるわけなんですけれども、これは田村市が一括して取り扱っているところなんですけれども、こういった国保税というのは、やっぱり重税感が強いものなんですけれども、よその自治体では、こういった引き上げを防ぐために基金の取り崩しなども考えているというところもあるわけなんですけれども、こういう論議はなされたかどうか答弁を求めます。

さらに、今、所得割の算定方式ということで旧ただし書き方式をとっているということなんですけれども、これは、いわゆる総所得額から基礎控除を引くのみで、所得額が多くなるということで、この方式を使うと、やはりいわゆる高額所得者には有利で、低所得者に対しては不利になるというそういう一面があるわけなんですよ。本文、所得といいますのは、これは住民税の課税方式と同じくなるわけなんですけれども、総所得金額から基礎控除のほか、扶養控除なんかも引いた額で決定するわけなんですけれども、しかし、国民健康保険税というのは限度額がありまして、それを超えた分については、それ以外の被保険者にもかかってくるということで、低所得者については、いわゆる旧ただし書き方式で

やることによって、やはり負担がさらにふえてしまうということがありますので、これは東京都で本文方式で実施しているそうなんですけれども、こういうこともやはり検討する課題ではないかというふうに思うわけです。滞納者が多い、これは、そういうことを措置するためにもやっぱり有効な手段かなというふうに思うわけなんですけれども、今後、検討していただきたいと思います。答弁を求めます。

**議長（三瓶利野）** 秋元生活福祉部長。

**生活福祉部長（秋元正信）** ただいまのおただしの中でございますが、基金の取り崩しについて話をしたかということでございますが、基金の取り崩しについては、国保運営協議会の中でお話をしまして、その場はしのぎますが、次年度に大変負担がかかるというふうなことで、基金の取り崩しはしないということでございます。

それから、ただし書きにつきましては、今、木村議員がお話をしたように、ただし書き、本文それから所得割方式の三つの方式がございますが、これらについては、地方税法の703条の4の規定の中で、旧ただし書きの方が原則とされております。ということで、一般に低所得者が多いと言われる国保では、本文方式あるいは所得割方式を採用することによって、所得割額を課税される者が極めて少数となる反面、大多数の者は応益割額、均等割、平等割を負担することによって、他の社会保険の保険体系との均衡を余りにも失した体系となることは、国保には付加限度があるために、中間所得者層の税負担が相当高くなるということの理由からでございまして、一般に、ただし書き方式は町村部、先ほどありましたように本文方式は中都市、それから所得割方式は大都市に適用されていると、御指摘のとおりでございます。

**議長（三瓶利野）** 木村高雄君。

**2番（木村高雄）** 質問終わるわけなんですけれども、やはりこの税の滞納者というのは、市政を運営する面でも大変な問題になっている課題だと思うんですけれども、やはり経済的に今大変な状況で、税金は納めたくても納められないということがあるわけですので、今言った方式の問題についても、税金というのは、やっぱり所得割というので高額者からはパーセントを多く取るというのが税の原則だと思うんですよね。やはりきのう市長も話していたんですけれども、50対50だということについてはちょっと私も疑問があるんですけれども、今後、そういったことの検討も含めて前向きに対処していただきたい、このことをお願いいたしまして私の質問を終わります。

**議長（三瓶利野）** これにて2番木村高雄君の質疑を終結します。



次の質疑者、47番吉田正直君の発言を許します。吉田正直君。

**47番（吉田正直）** 私は、常葉町の吉田正直であります。

通告に対する議長の許可を得ましたので、質問をいたします。

議案第54号の市道余平田・田代線について質問いたします。

まず、最初の路線に提出されている内容証明書と、路線変更にかかわる地権者全員の同意書を添え提出してある合わせて2通を議会に提示確認を求めます。提出者につきましては、常葉町行政局長、白石幸男氏にお願いします。この2通の文書の確認を行った上で質問に対する答弁を求めます。

議長、よろしくお願ひいたします。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。（「答弁でなくて、この証拠隠しは絶対に認められないから、提出を求めたいんです」の声あり）

資料提出等については、個人的にできるものではありませんので、これは議会として要求するということになるわけでありまして。したがって、議会として要求するには、手順を踏まなければなりません。その調査をする点について、常任委員会に付託するとか、あるいはまた特別委員会を設置して、そこに付託をして、そこで要求すべしということになりましたら、議会として要求することになるわけです。（「そういうことであれば、議長、さきに通告してあるのに、そういうふうなことを何して……、手続上も指導しておいて、きょうになって混乱をさせるようにしているんですか、議長は。とんでもないですよ。議会議員に対して、行政の方の偏りはしないでくださいということを私は申し上げておいたはずだ。それを、行政は、その一大事な地権者全員の赤い判こを押した同意書まで添えてあるのを、町で隠しておくんですよ」の声あり）（「議長、休議して、納得のいく話をしてから再開してもらいたいな。おれ、こういうこと聞きに来たんじゃないんだから。議長、もう少し、相手側の話を聞きながら、それぞれ注意してやってください」の声あり）（「証拠を出させないで、ここで隠したままの議会を通過させようとしているのが議長なんですか。とんでもないですよ、これは。私は絶対引きませんよ。私は、正当な手続と判断していますから、それを隠させられない理由はどこにあるんだか、先に議長から責任ある答弁をいただきたい」の声あり）

議長としては、ここで、その質問にお答えする立場にないわけです。ですから、議案に対する質疑ですから、私は、隠すとか隠さないとか、そういうことにお答えする立場にはありません。（「議長が答弁しろって、答弁する前に、それを答弁者の方々も、議員の

方々も、これだけの重大な常葉町の失態は田村郡にはないと思います。我々も、寝ずにその同意書をもって歩いて、これを出したものを、そのまま隠しっ放しで、ここで我が正当化を物語られるということは、とんでもない間違いであって、新市が誕生しても、この改善にはならないと私は考えております」の声あり)

それでは、これは議案に対する質疑ですから、今、いろいろ話がありましたけれども、その件について、当局のまず答弁を求めたいと思います。よろしいですね。（「いや、答弁を求める……、その当局の答弁が、とにかくその真相がわからないで、市長さんでも、課長、部長さんでも、適切な答弁をいただくがために、これを言っている話なんですよ」の声あり）（「議長、休議して、何からどうなって話しているんだかおれらにはわからないから、わからない人たちに話して、そんなちよろちよろした話しているんでないから、ちゃんとやってよ」の声あり）（「これは、もし証拠がなかったならば証拠隠滅になる

んですから、証拠隠滅罪で刑事事件ですよ」の声あり）（「議長、議事進行」の声あり）

照山成信君。

**57番（照山成信）** 議長、自席から議事進行についての意見を申し上げます。

議事規則それから会議規則いろんな規則があってこの本会議は開会されていますから、さっきその他でお聞きします議長の対応、それから各議員の発言、これは不規則発言だから認める必要はないんですが、それに議長が対応しているということになってきますと、議事規則上、きちっとした記録が残らないということになりますので、その辺の議事整理をしていただきたいと思います。

質問者の、質問に対して資料が足りないから質問できない内容があるので検討してほしいという要請を受けているのですから、それに明確に答えるという執行者の責任がございしますので、そういうふうな取り運び方をしていただきたいと思います。

それから、フロアで発言するのはあつてはいけないのだが、自由に認められているというのが日本の議場の慣例のようでございますが、ここまでは私は限定するつもりはございません。本人の自覚の問題だというふうに理解していますので、そういうふうに適正に議事運びをしていただかないと、傍聴者でせつかくおいでになっている方もございますから、その方々にわかりやすいような議事進行を議長によりしくお願いしたいと思います。

**議長（三瓶利野）** 議長としては、この議案に対する質疑を今行っているというわけでありますから、議案に対する質疑をしていただきたいと思います、そういうことを吉田正直議員にお

願いをいたします。

それから、議長に対して、その証拠をどうかこうとかという話がありました、資料を出せとか。それは、先ほど申し上げたように、議会として要求をするかどうかというのを、それなりの手順を踏んで……（「私は議会議員でないんですか。議会議員が全く誤りのない答弁を求め、市長とか、この上司の幹部の方々の、とにかく意見を聞き、調査をいただいた上で、とにかく適切な対応をしていただきたいということの信念でございますから、私が一方的にこうやれとか、ここで何じょんしろという命令的なものではございません。しかし、常葉町の今までの隠し工作の実態は議長は知らないでしょう」の声あり）いや

、私は承知していません。（「私は、一切うそを言ったことはありませんよ」の声あり）

それでは、正直議員ね、議案の質疑ですから、当局に対して質疑をしてください。（「いや、質疑するのにこの要求をしているんでしょう。そういうふうな実態が、去年の議会で富塚市長側の市長選任の名乗りを上げた時点から、こういうふうな悪工作を渡辺国義町長がとってきたんですから、これは。私はうんと喜んで正しい市長を選ぶべきであるという判断をしておりましたが、それが逆目に出て、とにかくそういうふうなことになったことは、いろいろな経過において明らかなんです、それは別に関係ありませんから」の声あり）

正直議員に言いますが、議長として勧告しておきますが、「悪工作」といったような不穏当な発言は、ひとつ取り消されるよう、慎むよう。（「いや、取り消しはしませんよ、それは。本当のことを言っているんだから。本当にあるんだかないんだか、議長から確認してくださいよ」の声あり）（「議長、議事進行」の声あり）（「上申書を行政区長が夜寝ずに心配して、このような20年近くも反対が続いているということにいつまで逆らっても、とにかく解決が見つからないがために、だから今まで山根に誕生したことのない名区長が、二晩も深夜までして決めた結果を上申してあるんですから」の声あり）（「議長、休議」の声あり）

照山成信君。

57番（照山成信） 57番照山成信。

質疑をするに必要な資料を求められるというのは議員の正当な発言でありますから、それは認めていただきたいということが一つですが、議事が混乱しているというふうに判断できますので、やっぱりここで休議をとって、理事会は当議会にございませんから、議運

がありますので、議運で今の質疑者の要求をどれだけ認めてあげられるのかを協議して、そしてやっていただくというふうに進行をお願いいたします。

それから、発言する人にも、発言席というのがあるわけですから、起立をして正規な発言をしてほしい。こういうふうには、せっかく市民は関心を持って見ている議場ですから、議事進行についてしっかりとした態勢で臨んでいただきたい、このように御提案申し上げます。

**議長（三瓶利野）** それでは、ここで暫時休議し、この間に議会運営委員会の開催を求めることにいたします。暫時休議いたします。

再開は、追ってお知らせいたします。

午前 11時47分 休議

---

午後 1時16分 再開

**議長（三瓶利野）** 再開いたします。

休議前に引き続き会議を続けます。

申し上げます。

現在、吉田正直議員の議案に対する質疑を行おうとしておるわけではありますが、質疑に入れない状況にあります。これがため、議会運営委員会を開催していただき、その対応について御協議を願ったところでもあります。

協議が終わったようでもありますので、この際、議会運営委員長長の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 安藤嘉一登壇）

**議会運営委員長（安藤嘉一）** ただいま議会運営委員会を終わりましたので、その結果を報告いたします。

吉田議員は、議長の指示に従って通告の内容により質疑を行うべきと決しました。質疑を行わない場合は終結となります。なお、発言については起立をして発言するように決しましたので、御報告を終わります。

**議長（三瓶利野）** 議会運営委員会の協議の結果は、お聞きのとおりであります。つきましては、吉田正直議員には質問席においでをいただき、質疑を始めるようお願いいたします。

重ねて申し上げますが、議案に対する質疑を行ってください。

47番（吉田正直） 再度許可を受けましたので、質問をいたします。

不本意ではありますが、その証拠の提出を議長にお願い申し上げましたが、それが提出できないということであれば、私が原本写しを持参しておりますので、事務局にコピーをとって、市当局に私と同様の文書が届いているかどうかを確認もさせていただきたいと思っております。

続いて質問に入ります。

先ほど読み上げた件については除き、質問させていただきます。

市道余平田・田代線は、住民にとっては、合併以前、約20年にもわたる心願の地域道であります。合併直前の渡辺町政の中で路線を決定し、用地の買収を終えているのにもかかわらず、当時渡辺町長は、自分が市長になったような言動をもって、合併まで待ってくれというような圧力行為とも見受けられるような対応をしまりました。しかし、御存じのように、たび重なる月刊誌の報道などによる不正の発覚などがあり、市長選の芽は消えたものと記憶しております。

この路線の実現のため、地域住民は、当時の安藤行政区長を中心に、町当局と実現の約束をし、用地の買収に応じたものであります。このことについて、町当局が約束を実行しないことから、平成17年1月には、行政区長を初め南倉建設委員が中心となって町長及び町当局に対し、この説明を求める内容証明書を提出いたしました。いまだに返答がない状況にあります。

重ねて申し上げますが、市長は、田村市の合併を地域住民の福祉の向上を目指して、おこなっている田村地域発展を願い、合併に一かどならぬ努力をなされ、全市民の支持を得て当選されたものであると確信するものであります。しかし、合併には多くの問題も山積みされており、合併後の心痛も大変であろうと推察し、同情するものであります。しかるに、当道路の問題については、地域住民の長年の悲願でもありますので、これらの事情を十分にお含みをいただきまして、これまでの経過について正しい調査を行い、この計画が一日も早く実現されるよう期待するものであります。

まとめて申し上げますと、御答弁いただく一つ目は、これまでの経過について、十分な現地調査を実施していただけるかどうかについて伺います。二つ目は、整備計画として提案されているのですが、私の考えとしては、合併以前の問題ととらえており、早急を実現すべきであると考えております。この計画の中で、具体的に年度を示し、実現までの道筋を説明いただきたいと思います。三つ目に、この経過の中で、反対者がいるとの理由で実

現できなかったというようなことがあります。これは間違いであり、あの路線の決定やこの変更路線についての買収は、すべて全住民の同意済みであり、住民は、その対応を一日も早く実現されることを望んでいるものでありますので、ぜひこのような実現がされるかどうか答弁ください。

さらに、この調査によって、行政の怠慢や不正が発覚した場合には、適切に対応をされるものかどうかできればお願いいたします。

質問の内容は以上でございます。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

**産業建設部長（塚原 正）** 47番吉田正直議員の御質問にお答えをいたします。

議案第54号 堀田辺地に係る総合整備計画の策定についての総合整備計画書中、3公共的施設の整備計画において、市道余平田・田代線の計画期間が、平成17年度から平成21年度に設定されていることについて申し上げます。

本案は、常葉町の堀田辺地に係る既存計画の期間満了に伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、田村市として新たに策定するものであることから、その計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間とするものであります。

市道余平田・田代線につきましては、旧常葉町が、平成12年度に策定いたしました堀田辺地に係る総合整備計画が、平成16年度をもって終了したことに伴い、田村市の総合整備計画においても、市道余平田・田代線が継続事業であることにかんがみ、平成17年度から平成21年度までの道路改良事業費の一部について、辺地対策事業債を充当し、整備をするため、この計画書に記載をしたものでございます。

今後につきましては、道路整備計画の段階で、地域住民及び地権者と十分協議を行い、調査測量設計が終了後に、地権者の御協力をいただき、道路改良全区間の用地買収後に道路改良、舗装工事に着工してまいります。

したがいまして、平成17年度田村市一般会計予算に計上いたしました市道余平田・田代線道路改良事業測量設計委託料 340万円について議決をいただきました後、地域住民及び地権者の方々と十分協議を行い、残延長である起点側、南倉線、花立線交差部までの200メートルの調査及び測量設計を終了したいと考えております。その後、用地買収を進め、早期に道路改良工事に着工できるよう最善の努力をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三瓶利野） 吉田正直君。

47番（吉田正直） ただいまの部長のこの答弁は、さきに出されているこの計画書においてわかっておりますが、常葉町は特殊な町であって、前も申し上げたとおり、一人の地権者を盾にして、その反対を宝物にして実行させないようにして、最初からの町長また建設課長の部落への説明を背と腹のごとくに変え、この一人の反対者の500メートルの用地買収の終点は、以前までの反対者が改良をしても継続できない場合は変更できるように、行政区長の安藤名区長の仲介により、旧本道を別な道路として、直線に近い道路が好ましいという結果になり、夜更けまでも区長に再び部落に来ていただきまして決めた結果が、このようなことで同意を得られるものであれば、これよりいい法線はないという部落全会一致の決定により、直ちに同意書の取りまとめが始まりまして、私も地元議員として、夜更けまで同意の取りまとめに努力させていただいたものであります。その結果は、全員に同意の判をいただきまして、地目、地番、明確に役場の方の図面に従って誤りのない同意をいただいているところであります。

それゆえ、先ほどのこの答弁によりますと、この場所は、どこから始まってどこで終わるのか、途中で始められても文句の言いどころがなくなって、そういうふうな一番最初の20年からも苦労を続けてきて、この結果の書類が、この町に出された内容証明書と上申書であり、その中には同意書も全部添付され、問題のない決定に部落としてはなっております。

町としては、この法線に関して、たった一件の同意も取りまとめた事実はありません。この部落にとっては、部落住民の若手の建設委員、部落組長さん、行政区長までも同意を取りまとめ、得た書類が町役場に提出されてあるがために、それで、先ほど町に提出されてある一切の重要書類が、市長のもとに届いているのかどうかについて不安でありましたので、そこで市長の答弁もなかなか面倒ではないかというようなことも良心的に考え、それを申し上げたところでございます。

その件について、再び、どこから始まって、反対者の方の道路を通らなくても間違いなくできる同意書を二通り、部落として苦労してとってあります。そういうふうな、かえって短距離の道路ができるのにもかかわらず、そのような行動をとられて、私も地元の議員として、今回限りの任期で私も引退する決意でもあり、それを有効に残し、田代線の全線改良を期待するものでありますので、この始まる場所がそこでなく、とんでもないところを、だれかの誘導によって計画をされたものとするれば、これは大変な問題でありますし、

これだけの問題があつて、書類も提出できない、何もできないということであれば、ここで市長に、調査して本当の正しい執行をいただけるよう希望するものであります。

先ほどの答弁についても、どこから始まるのかも、それでなじよにするのかもわからない100メートルちょっとぐらいの土地の同意になるわけですが、しかし一方は、同意はとってありますから、全部。一方は、行政が必ず責任持って同意書を取りまとめるという確約のもとに説明しながら、部落住民に同意をしてもらったものであつて、町としては1センチも同意はとっておりません。全部うそです。

それで、今の測量設計した終点は、ただいま申し上げた現道と旧本道、その二つの法線の同意書をいただいておりますので、部落住民の立ち会いのもとに、行政がうそをこいてきたのか、部落がこの20年間苦勞してきたのは、町に振り回されてきたのかについてもよくわかりますので。始まる場所、ただ平成17年から21年までやるんだと言つたつて、特定した場所もわかりませんし、順序によれば、今の問題になっている道路から、引き続きつないでいって有効利用ができるように進めていただくのが好ましいと思いますが、さきの部長の答弁から、その順序までも含めて概略な答弁をいただきたいと思つています。

最後に、市長の調査決断を……（「立つて言つてください」の声あり）（「起立して言つてください、最後までね」の声あり）

答弁受けてからやりますから。

**議長（三瓶利野）** 塚原産業建設部長。

**産業建設部長（塚原 正）** 再質問について御答弁を申し上げます。

まず、先ほどの答弁で申し上げましたように、これから測量設計調査に入っていくわけでございますので、それ前に地域住民並びに地権者の方々と十分に話し合いを行いたいということが第1点でございます。地域住民の方々初め、地権者の方々が測量に応じてくれれば、速やかに測量に入りたいということでございます。まずそういうことで、現地調査はお約束いたします。

道路改良工事の基本的な考え方でございますが、基本的には現道拡幅が基本でございます。その上に立つて、いわゆる御承知のように、田村市も財源は豊富でございません。したがつて、どこに法線を持つていくか、一番経費の少ない法線、あるいは現地を確認したわけではございませんが、担当者の話によりますと、250メートル以内に4本の交差点ができるということもございます。そういうこともございますので、よく現地を調査した上で、地域住民及び地権者の方々の同意を得ながらこの事業を進めてまいりたいというふう



に思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（三瓶利野） 吉田正直君。

47番（吉田正直） どうもただいまの答弁は納得ができないような状況の分もありますので、お尋ねいたしますが……。

議長（三瓶利野） これが最後の質問になりますからね。

47番（吉田正直） 再々ですか。

議長（三瓶利野） これが再々になりますから。

47番（吉田正直） 再質問でしょう。

議長（三瓶利野） 再々になりますから、それをよく心得て、うまく質問してください。

47番（吉田正直） このことについては、御承知のように、広域農道から 500メートルは買収済みで、青田の中に黄色いくいをぶって作付もしないで待っている地権者が大変な怒りでおります、今は。そのほかの分については、現道拡幅といっても、それに反対者があってもやるということなんですか。それを反対しているところは、私がかってみたわけではありませんが、場合によっては工事のちょこっとしたやり方で、買収しなくとも通過できるように思っております。それも現地確認の際にはかかっていただいて、そうすると、この南倉の田代線の方を優先に、本年度からそういうふうな買収に入って実行したいということに聞き受けたわけなんです、それと最後に、3回目になるので、市長に、この現地調査の件についてもお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥・） 吉田正直議員の再々質問にお答えいたします。

いろいろ話を聞いておりますと、いろいろな、私も詳細の件についてはまだ承知しておりませんので、今後調べてみたいと思っておりますので、その時点において私の判断をさせていただきたいと思っておりますので、御了解を賜りたいと思います。（「現地調査はやらないということではないんでしょう」の声あり）

議長（三瓶利野） 吉田正直君。

47番（吉田正直） 質問でなくて、私がかほど要求した書類をコピーをもって区長さんにいただいておりますので、その書類がこの市に全部送られているのかどうかについても聞くことできないわけか。（「質疑の時間が終わっちゃっているんですよ。質疑が再々質問で」の声あり）市当局に事実関係の書類を私からお届けしたいと思っております。

**議長（三瓶利野）** これにて47番吉田正直君の質疑を終結します。

次の質疑者、5番渡邊 勝君の発言を許します。渡邊 勝君。

**5番（渡邊 勝）** 5番渡邊 勝でございます。

5点について質疑をさせていただきます。一括質疑ということで御答弁の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第36号、ページが96ページ、保健衛生費、環境衛生費の中の合併浄化槽設置整備事業についての内容等についてなんですけれども、県・国の補助関係が6,357万2,000円、それから一般財源から4,900万5,000円と、合計で1億1,257万7,000円ですか、それに対しての本年度の数が219基ということでございますが、これらに対しての各行政区の5人槽並びに7人槽の個数の報告内容はどうなっているのか、まずこの辺が1点です。

続きまして、ページ122ページ、道路関係の土木費、河川総務費の中で大越行政の河川総務費の内容等について説明をお願ひしたいと思ひます。

続きまして124ページ、都市計画費の公園費の中で、各行政の滝根行政、それから船引行政、常葉行政等々の公園借地料並びに大越行政の公園の中では、つつじヶ丘公園ということで112ページの方に、項目が別のところにあるようですので、それに対しての借地料金等についてお願ひしたいと思ひます。

続きまして142ページ、社会教育費の中で常葉行政社会教育一般費、これは各行政と比較をいろいろしてみますと、かなり巨額な数字なものですから、この内容等についての内訳についてお願ひしたいと思ひます。

続きまして149ページ、常葉行政の青少年スポーツ大会費、この件についてなんですけれども、学童野球大会等について補助金を出していると思うんですけれども、その補助金と大会内容等について、5点についての御答弁をお願ひしたいと思ひます。

**議長（三瓶利野）** 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

**産業建設部長（塚原 正）** 5番渡邊 勝議員の御質問にお答えをいたします。

議案第36号 平成17年度田村市一般会計予算についての歳出、第4款衛生費第1項保健衛生費、目の3環境衛生費のうち、合併浄化槽設置整備事業費の御質問にお答えをいたします。

今年度に予定しております浄化槽設置数は219基であります。5人槽の内訳と金額につきましては、滝根5基、354万円、大越5基、177万円、都路5基、227万円、常葉3基、106万2,000円、船引20基、708万円、合計38基、1,572万2,000円であります。ま

た、7人槽は、滝根30基、2,466万円、大越20基、822万円、都路15基、766万5,000円、常葉22基、904万2,000円、船引80基、3,288万円、合計167基、8,246万7,000円を計上しております。

次に、第8款土木費第5項河川費、目の1河川総務費のうち、大越行政局河川総務予算570万6,000円の内訳について申し上げます。需用費11万8,000円については、事務用消耗品費と燃料費、委託料80万円は、県の受託事業であります1級河川牧野川市街地の堤防草刈り業務であり、面積約1万8,600平方メートルの河川維持管理委託料であります。工事請負費は、大越行政局東側の大日川排水路単独整備工事であり、延長38メートル、幅2.5メートル、高さ1.1メートルから1.3メートルの大型水路工に要する経費を計上してございます。

次に、第8款土木費第4項都市計画費、目の4公園費のうち、滝根、常葉、船引各行政局の借地利用の内訳について申し上げます。

滝根行政局の愛宕山公園は、昭和54年4月13日付をもって、公園面積約5万6,000平米を都市計画決定し、供用開始を行い、その後、平成8年6月4日付で区域名称の変更をしております。愛宕山公園の借地面積は2万5,569.2平米であり、384万3,000円の借地料を計上してございます。

常葉行政局の館公園は、昭和52年10月11日付をもって公園面積約2万2,000平米を都市計画決定し、供用開始をしております。館公園の借地面積は1,527.3平米であり、22万2,000円の借地料を計上してあります。これらを合わせて406万5,000円を計上いたしております。

船引行政局の館山公園は、昭和53年7月11日付をもって、公園面積約4,800平方メートルを都市計画決定し、供用開始をしております。館山公園の借地面積は4,327平方メートルであり、42万9,000円の借地料がありますが、館山公園借地料に関しては、予算書58ページの第2款総務費第1項総務管理費、目の6財産管理費、節の14使用料及び賃借料の1,726万2,000円に含めて計上いたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（三瓶利野）** 確認申し上げます。

議場も大変暑くなっておりますので、上着を脱いで会議していただいて結構ですので、よろしく申し上げます。

宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 次に、第10款教育費第6項保健体育費、目の2体育施設費のうち、総合運動公園費の借地料について申し上げます。総合運動公園費の借地料につきましては、大越町のつつじヶ丘総合運動公園を指すものと思われませんが、昭和59年から平成2年にかけて総合運動公園用地として取得しており、現在、田村市の用地となっておりますので、借地料は発生いたしません。

次に、第10款教育費第5項社会教育費、目の1社会教育総務費のうち常葉教育分室の社会教育一般費の内訳について申し上げます。少年スポーツ団体の各種団体の遠征及び社会教育団体の研修のためのバス運転手の賃金といたしまして62万6,000円を計上しております。報償費といたしまして、青少年健全育成市民会議、常葉支部主催の各種大会諸費用、参加賞として45万円、文化講演会、影絵教室及び家庭劇場等の生涯学習講座を4回予定し、その講師謝金として4万円の合計49万円を計上しております。また、県社会教育関係会議及び各種研修旅費として9万6,000円を計上しました。需用費のうち消耗品費につきましては、4回予定の生涯学習講座及び小学生を対象とした自然体験教室、わら細工教室、七宝焼教室などの消耗品費として16万円、バスの夏・冬用タイヤ代として22万8,000円、コピー機、パソコン等各種機器の消耗品及び用紙代として70万7,000円の計109万5,000円を計上しております。また、食糧費につきましては、生涯学習講座における講師の昼食代及び講座開催のための役員打ち合わせのお茶代として2万円を計上、印刷製本費につきましては、生涯学習講座における参加者の文集作成のため12万円など、17万円を計上しております。ほかに、バス車検修繕費、定期点検修繕費など営繕修繕費として29万円を計上し、需用費の総額で157万5,000円を計上させていただきました。役務費として、バス共済掛け金、自賠責保険料、車検手数料、生涯学習講座受講生募集のための広告料など18万2,000円、社会教育関係負担金として9,000円、公課費としてバス重量税3万8,000円を計上させていただき、社会教育一般費総額で301万6,000円を計上しております。

次に、第10款教育費第6項保健体育費、目の1保健体育総務費のうち、常葉教育分室の学童野球大会の補助金と大会内容について申し上げます。

常葉教育分室における青少年スポーツ大会費の中で、カブトムシ杯学童野球大会につきましては、平成16年度まで常葉町公民館の直営事業として予算を計上しておりましたが、今年度より実行委員会を組織し、補助金により運営することといたしました。補助金の内訳は、12名の依頼を予定している審判1名当たり3,500円の謝金として4万2,000円、食糧として1万2,000円、大会に係るボール等の消耗品費として1万6,000円、10チームを

予定している参加チームへの参加賞として4万円を計上し、合計で11万円の大会運営補助を行う予定としております。なお、大会内容といたしましては、9月に常葉運動場での開催を予定し、田村市内より4チーム、県中地域及びいわき地域より6チームの参加を見込んでおります。

以上でございます。

**議長（三瓶利野）** 渡邊 勝君。

**5番（渡邊 勝）** まず一つなんですけれども、合併浄化槽の件についてなんですけれども、内容を見ますと、各行政区も、5人槽並びに7人槽の金額は一定しているんですね、35万4,000円、それから7人槽については41万1,000円と。ただし、上乘せ分として一部の行政がかなりな額の格差があるんです。これに対しての3年を目途にということで内容的にはなっているようなんですけれども、この辺は大体2倍ですから、そういう中身の中の補助じゃなくて、やはりこれは即、3年目途ということでなくて、来年、ことしはどうしようもないと思いますので、次年度からについても早急に、これは取り組むべきだと思います。その辺の内容について御回答いただきたい。

それから、ページ49ページ、青少年スポーツ大会についてのカブトムシ杯、内容等については私の質問は野球の方だったんです。ソフトのカブトムシは行政の中身だからいいと思います。これは子供育成の問題ですから当然やるべきだと思います。ただし、この学童野球大会については、行政でこれに携わっているんだかどうか、その辺をもう一度再確認お願いしたいと思います。

それから、各公園費なんですけれども、124ページの中で借地料、これもかなりな金額で借地している関係上、やはりできるだけこういうものは買収して、大越の行政のつつじヶ丘ですか、そういうふうな中身の方向でぜひ前向きに考えていただきいて、まず買収の方向性に持っていくべきではないかと、そういうふうな内容でお願いしたいと。

まず2点ほど、合併浄化槽の3年を目途という関係の余りにも格差があると。例えば、1行政区の中で35万円の補助をもらっている中、また逆に70何万円ももらっている行政もあるようですから、倍のね。その辺の中身を含めながら、今後どのような体制にしていくか。それから、149ページの青少年関係の大会の内容、その辺は行政できちっと携わっているんならばそれはいいと思うんですけれども、その辺をもう一度確認したいと思います。再質問です。

**議長（三瓶利野）** 塚原産業建設部長。

**産業建設部長（塚原 正）** 再質問にお答えを申し上げます。

合併浄化槽の補助金額について差異があるため統一したならばよいのではという御質問でございます。本件につきましては、田村地方5町村合併協議会の調整内容の中で、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整するというごさいまして、御指摘のとおりであります。上乘せ分については、各行政局とも打ち合わせをして、その全体の中で、果たして統一した方がいいのかどうか検討をしてみたいと考えております。

**議長（三瓶利野）** 宗像教育次長。

**教育次長（宗像泰司）** 学童野球大会での行政でのかわりということでの御質問でございますが、当然のように、昨年までは直営事業ということでやっていた。今年度からは実行委員会で組織して補助でやるということでございますが、これらについても各公民館においてということで、今回、常葉町でやるものですから、常葉町の公民館がこの事業についてはかわりを持って対処しております。

以上でございます。

**議長（三瓶利野）** 渡邊 勝君。

**5番（渡邊 勝）** 合併浄化槽の件なんですけれども、一部の、3年を目途の中なんですけれども、一律10万円、それから総経費の3分の2に上記の金額の2倍を限度ということいろいろあるようなんですけれども、この辺は、やっぱり市全体としての受付の中で、市民が納得できるような補助金の制度を、よい方向に向けて確立をお願いしたいと思います。

それから、この青少年の常葉行政で扱っている内容なんですけれども、これは、主催が……だと思わんですけれども、行政の中で扱うべき大会ではないと思わんですよ。それに対して、私の質問はそこにあつたんですけれども、行政大会でないことに対して補助金はちょっといかがかなというような内容だったんで、その辺は今後検討すべきではないかと思わんです。

そういうふうな中で、答弁ありがとうございました。これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（三瓶利野）** これにて5番渡邊 勝君の質疑を終結します。

これもちまして、通告による議案に対する質疑を終了いたします。

**議長（三瓶利野）** 日程第2、議案の常任委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第56号まで並びに認定第1号から認定第3号までについて、お手元に配付しております議案付託表により、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 陳情の常任委員会付託

**議長（三瓶利野）** 日程第3、陳情の常任委員会付託を行います。

議長において受理した陳情については、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

---

**議長（三瓶利野）** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時07分 散会